

奈良県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第六十八号

奈良県条例の一部を改正する条例

奈良県条例（昭和二十五年九月奈良県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の四第三項中「供する」の下に「耐震基準適合既存住宅（）」を加え、「第三十七条の十八」を「第三十七条の十八第一項」に改め、「をいう」の下に「。第三十七条の十六の三第一項において同じ。」のうち地震に対する安全性に係る基準として施行令第三十七条の十八第二項で定める基準（第三十七条の十六の三第一項において「耐震基準」という。）に適合するものとして施行令第三十七条の十八第三項で定めるものをいう」を、「第三十七条の十三第二項」の下に「及び第三十七条の十六の三第一項」を加える。

第三十七条の十三第二項中「既存住宅等（既存住宅）」を「耐震基準適合既存住宅等（耐震基準適合既存住宅）」に改め、同項各号中「既存住宅等」を「耐震基準適合既存住宅等」に改める。

第三十七条の十六の五第三項中「第三十七条の十六の五第一項」を「第三十七条の十六の六第一項」に、「第三十七条の十六の五第二項」を「第三十七条の十六の六第二項」に、「第三十七条の十六の五第二項各号」を「第三十七条の十六の六第二項各号」に改め、同条を第三十七条の十六の六とする。

第三十七条の十六の四の見出し中「農地保有合理化法人等」を「農地利用集積円滑化団体等」に改め、同条第一項中「第八条第一項又は第十一条の十二」を「第十一条の十四」に、「農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体（以下この条において「農地保有合理化法人等」という。）が、同法第四条第二項第一号」を「農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第二条第四項に規定する農地中間管理機構（以下この項において「農地利用集積円滑化団体等」という。）が、農業経営基盤強化促進法第四条第三項第一号ロ」に、「（同条第一項」を「又は同法第七条第一号に掲げる事業（それぞれ同法第四条第一項」に、「第三十九条の六」を「第三十九条の五」に、「第三十九条の七」を「第三十九条の六」に、「

第四条第二項第三号」を「第七条第三号」に、「農地保有合理化法人等による」を「農地利用集積円滑化団体等による」に改め、同条第四項中「第三十七条の十六の四第二項」を「第三十七条の十六の五第二項」に、「第三十七条の十六の四第一項」を「第三十七条の十六の五第一項」に、「農地保有合理化法人等」を「農地利用集積円滑化団体等」に、「第三十七条の十六の四第二項各号」を「第三十七条の十六の五第二項各号」に改め、同条を第三十七条の十六の五とする。

第三十七条の十六の三第四項中「前条第四項から第七項」を「第三十七条の十六の二第四項から第七項」に、「第三十七条の十六の三第二項」を「第三十七条の十六の四第二項」に、「第三十七条の十六の三第一項」を「第三十七条の十六の四第一項」に、「第三十七条の十六の三第二項各号」を「第三十七条の十六の四第二項各号」に改め、同条を第三十七条の十六の四とする。

第三十七条の十六の二の次に次の一条を加える。

（耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等）

第三十七条の十六の三 知事は、個人が耐震基準不適合既存住宅（既存住宅のうち耐震基準適合既存住宅以外のものをいう。以下この項において同じ。）を取得した場合において、当該個人が、当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から六月以内に、当該耐震基準不適合既存住宅に耐震改修（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第二条第二項に規定する耐震改修をいい、一部の除却及び敷地の整備を除く。）を行い、当該住宅が耐震基準に適合することにつき施行規則第七条の七で定めるところにより証明を受け、かつ、当該住宅をその者の居住の用に供したときは、当該耐震基準不適合既存住宅の取得に対して課する不動産取得税については、納税者の申告により、当該税額から当該耐震基準不適合既存住宅が新築された時において施行されていた奈良県税条例第三十七条の四第一項の規定により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

2 前項の減額の申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書にその事由を証明するに足る書類を添付して知事に提出しなければならない。

一 当該住宅を取得した者の住所及び氏名

二 当該住宅の所在、家屋番号、構造及び床面積

三 当該住宅の取得年月日及びその事由

四 その他知事が必要と認める事項

3 知事は、住宅の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該住宅の取得者から当該不動産取得税について第一項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日から六月以内の期間を限って、当該住宅に係る不動産取得税額のうち同項の規定により減額すべき額に相当する税額を徴収猶予する。

4 前条第四項から第七項までの規定は、前項の場合における不動産取得税額の徴収猶予及びその取消し並びに第一項の場合における当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、同条第四項中「第二項」とあるのは「第三十七条の十六の三第二項」と、同条第五項中「第三十七条の十六の二第一項」とあるのは「第三十七条の十六の三第一項」と、同条第六項中「第一項」とあるのは「第三十七条の十六の三第一項」と、「当該譲渡担保権者」とあるのは「当該住宅を取得した者」と、同条第七項中「第二項各号」とあるのは「第三十七条の十六の三第二項各号」と読み替えるものとする。

第三十七条の十七第一項中「、地方公共団体その他施行令で定める者」を「又は地方公共団体」に改める。

第六十七条中「第二十条」の下に「又は第四十二条」を加える。

第七十三条中「試掘権者」を「一般試掘権者等」に、「又は第二十条第四項」を「（同令第七条第二項、第八条第四項、第十二条第五項、第二十条第四項（同令第二十二条の八において準用する場合を含む。）、第二十二条の四第三項及び第二十二条の七第三項において準用する場合を含む。）」に改める。

附則第六条第一項中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に改める。

附則第七条の三の三及び第七条の三の四中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附則第七条の四第二項中「第三十七条の十六の三第一項」の下に「、第三十七条の十六の四第一項」を加える。

附則第八条の二第三項及び附則第八条の三中「第三十七条の十六の三第一項」を「第三十七条の十六の四第一項」に改める。

附則第八条の五の二中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附則第八条の六第一項中「自家用」を「営業用」に、「で軽自動車」を「（軽自動車

「に、」以外のものを「以下この項において同じ。」を除く。」及び軽自動車」に、「百分の五」を「百分の二」に改め、同条第二項中「率に四分の一」を「率に百分の二十」に改め、同項第一号ア(3)中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改め、同条第三項中「率に二分の一」を「率に百分の四十」に改める。

附則第十一条第四項中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

附則第十二条の二第一項及び第二項中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に改める。

附則第十四条の三の二第一項中「及び第六項」を削り、同条第二項中「以下この条」を「次項」に改め、同条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

附則第十七条第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、同条第三項中「第二十三条第二項第一号イからチ」を「附則第二十三条第二項第一号イからチ」に改める。

附則第十九条第一項中「おいては、」の下に「次の各号に掲げる期間に取得された」を加え、「平成二十四年度分及び平成二十五年度分」を「当該各号に定める年度分」に改め、同項に次の各号を加える。

一 平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの期間 平成二十六年
度分

二 平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの期間 平成二十六年
度分及び平成二十七年年度分

三 平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの期間 平成二十七年
度分及び平成二十八年度分

附則第十九条第三項中「第二十三条の二第一項第一号イからチ」を「附則第二十三条の二第一項第一号イからチ」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(個人県民税に関する経過措置)

第二条 この条例による改正後の奈良県税条例(以下「新条例」という。)の規定中個

人の県民税に関する部分は、平成二十六年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十五年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

（法人県民税に関する経過措置）

第三条 この条例による改正前の奈良県税条例（以下「旧条例」という。）附則第十四条の三の二第四項に規定する外国法人に対して課する平成二十五年十一月三十日までを開始する事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

第四条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 旧条例第三十七条の十六の四第一項の規定は、同項に規定する土地の取得に対して課する不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第八条第一項又は第十一条の十二に規定する農地保有合理化法人又は農地利用集積団滑化団体（以下この条において「農地保有合理化法人等」という。）が、同法」とあるのは「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第二百二号）附則第三条に規定する旧農地保有合理化法人（以下この項において「旧農地保有合理化法人」という。）が同条に規定する旧農地保有合理化事業（同法による改正前の農業経営基盤強化促進法（以下この項において「旧基盤強化法」という。）と、「の実施により施行令第三十九条の五」とあるのは「に限り。」の実施により施行令第三十九条の五」と、「又は農業経営基盤強化促進法」とあるのは「又は旧基盤強化法」と、「農地保有合理化法人等による」とあるのは「旧農地保有合理化法人による」とする。

（自動車取得税に関する経過措置）

第五条 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

第六条 新条例附則第十九条の規定は、平成二十六年度以後の年度分の自動車税につい

て適用し、平成二十五年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされた旧条例附則第十九条第一項の規定により納税義務を免除される平成二十四年度分及び平成二十五年度分の自動車税に係る徴収金に係る同条第二項の規定による還付については、なお従前の例による。